

畜水産物の安全確保をめぐる情勢

郷 達也[†]（農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長）

畜水産物の安全を確保するためには、生産から加工・流通、消費までの各段階において、リスクの程度を把握した上で、必要なリスク低減措置を着実に実施することが重要である。当課では、有害な化学物質や微生物の実態調査結果などの科学的知見に基づいて、飼料の安全基準や動物用医薬品及び飼料添加物の使用基準の設定などのリスク管理措置の策定や見直し等を行っている。リスク管理措置の策定や見直しというと、規制の強化と思われるがちであるが、見直しの中には、技術の高度化や知見の蓄積により、リスクの程度に応じた規制の緩和や申請の簡便化も含まれる。

本稿では、獣医師の皆さまに関わりの深い業務について紹介したい。

1 薬剤耐性（AMR）対策

昨年は、新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより動物由来感染症にも注目が集まり、人、動物、環境の保健衛生の一体的な推進（ワンヘルス・アプローチ）の重要性が再認識された。薬剤耐性対策についても、平成28年に策定した「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」に基づき、関係省庁・関係機関等がワンヘルス・アプローチの視点に立ち、協働して集中的に対策に取り組んでいる。

動物分野における薬剤耐性対策の目的は、①薬剤耐性菌によって動物の感染症の治療が困難になることを防ぐこと及び②畜水産物等を介して薬剤耐性菌が人へと伝播し、人の医療に影響を及ぼすことがないようにすることである。

このためには、「飼養衛生管理の徹底やワクチンの使用によって感染症を予防し、抗菌剤の使用機会をできる限り減らすとともに、抗菌剤を使用する際は、真に必要な場合に限定する。」という抗菌剤の慎重使用の徹底が対策の基本となる。

これまでの主な取組としては、食品安全委員会が行う

薬剤耐性に関するリスク評価（食品健康影響評価）に基づき、リスク管理措置を講じてきた。具体的には、人の医療に与える影響が無視できると評価されたもの以外は、飼料添加物としての指定を取り消し、使用を禁止することとしており、この方針に基づき、これまでに硫酸コリスチン、バージニアマイシン、リン酸タイロシン、テトラサイクリン系2物質の抗菌剤の指定を取り消した。皆さまのご協力により、指定の取消しに当たって、生産現場に大きな混乱が生じなかったことを大変感謝している。

また、以前から、畜産分野における薬剤耐性菌の全国的な監視・動向調査と、抗菌剤の慎重使用の徹底等に取り組んできた。その結果、人の医療上重要な抗菌剤（第3世代セファロスポリン等）の家畜における薬剤耐性率は欧米先進国並みの水準を維持している。一方で、欧州では、生産段階での抗菌剤の使用の管理を徹底するなどさらなる対策を進めており、わが国としても現状の結果に甘んじることなく、これまで進めて来た取組をさらに加速化して行う必要がある。

昨年11月の薬剤耐性対策推進月間には、日本獣医師会と日本医師会の協力を得てワンヘルスのイベントを動画配信により開催し、多くの方に参加いただいた。本イベントでは、養豚の管理獣医師より、衛生管理の徹底により生産性を向上するとともに、抗菌剤の使用量を低減した養豚農家の取組についても紹介いただいた。これらの取組を含めた優良事例について動画配信しているの



農林水産省 HP
「抗菌剤に頼らない養豚生産の取組（優良事例動画）」

[†] 連絡責任者：郷 達也（農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課）

〒100-8950 千代田区霞が関1-2-1 ☎03-3502-8111（代）

引き続き抗菌剤の慎重使用の徹底を基本としつつ、獣医師、生産者等の関係者との意見交換を通じて、現場の実態を踏まえた具体的な対策に取り組むたいと考えている。薬剤耐性対策の取組を実効性のあるものとするためには獣医師の果たす役割は特に重要である。安全で高品質な畜水産物に対する消費者の信頼に応え、畜水産業の安定的な発展のためにも一層のご理解、ご協力をお願いしたい。

2 動物用医薬品の安全確保

令和元年12月に医薬品医療機器等法が改正された。令和2年9月に先駆的な医薬品等の承認の優先審査等その一部が施行されたところであるが、本年8月には、動物用医薬品製造販売業者等の許可業者に対する法令遵守体制等の整備のため、薬事責任役員の設置や経営陣と現場責任者における責任の明確化等に関する規定の施行が予定されている。また、最新情報を医療現場に速やかに提供するため、添付文書の電子化等に関する規定の施行も予定されている。引き続き、法改正に伴う政省令等の改正についても都道府県、関係団体等と協力を図りながら作業を進めたいと考えている。動物用医薬品の関係業者・団体におかれては、関係法令の遵守の下、製品の品質・有効性・安全性の確保と安定供給に取り組んでいただくよう引き続きお願いしたい。

また、当課では、家畜等の健康を保つために、獣医師や畜産農家からのニーズの高い動物用医薬品及び医療機器を迅速に現場で活用することができるよう、日米欧の枠組み(VICH)の下で、国際調和を図りつつ、審査の迅速化に取り組んでいる。最近の取組としては、動物用医薬品等の承認申請に当たって、必要となる臨床試験成績の添付について、令和2年2月からは、ワクチン等についても海外のみで実施された臨床試験成績を用いた申請も可能とした。また、同月には48品目の体外診断用医薬品についても承認申請手続を見直し、これまでより簡便に届出を可能とする改正を行い、令和2年9月には医療機器の一部(血液検査用器具)を管理医療機器から一般医療機器にする改正を行った。今後も安全を確保しつつ、審査のさらなる迅速化に取り組んでまいりたい。

3 飼料の安全確保

飼料の安全確保については、食品残さ利用飼料の安全確保対策を強化するため、令和2年8月、飼料安全法に基づく成分規格等省令を改正し、本年4月に施行されたところである。この改正は、周辺国でアフリカ豚熱(ASF)の発生が確認される中、わが国への侵入リスクが極めて高い状態にあることを踏まえ、ASFを始めとする家畜の伝染性疾患の侵入防止対策の一環として行われたものである。この改正により、食品残さ利用飼料に

係る規制が法令に基づく制度となり、また、豚に供される可能性のある食品残さ利用飼料について、加熱処理条件及び再汚染防止対策が変更された。特に、加熱処理条件に関しては、加熱処理の対象の範囲が、従前の「生肉等が混入している可能性があるもの」から「肉を扱う事業所等から排出される食品残さであって、肉と接触した可能性があるもの」へと厳格化され、加熱処理の基準が、従前の「70℃以上30分間以上等」から「攪拌しながら90℃以上60分間以上等」へと厳格化された。なお、当該加熱処理の基準は、国際基準(OIEコード)に整合するものである。引き続き関係者のご協力をいただきながら、本制度の遵守徹底に万全を期すよう取組を進めたい。

また、令和2年12月より飼料安全法の対象となる家畜に馬(食用に供する馬)を追加し、馬用飼料の基準及び規格を定めた。このことにより、飼料を介した馬への健康被害を防止し、馬由来畜産物の安定的な供給を支えてまいりたい。

加えて、新たな育種技術であるゲノム編集技術は、ノーベル化学賞を受賞するなど注目されている。この技術を利用した飼料については、飼料安全の観点から、開発者が農林水産省に届出する枠組みを令和2年2月に定め、12月には1例目となるGABA高蓄積トマト(絞るかすなどの副産物を飼料利用)が届出された。今後も最新の科学の知見に基づき、飼料の安全が確保されるよう精力的に取り組んでまいりたい。

ペットフードの安全確保については、本年4月1日にペットフード中のヒ素の基準値(上限値)を総ヒ素15 $\mu\text{g/g}$ から無機ヒ素2 $\mu\text{g/g}$ に改正し、10月1日から施行となる。これは、有機ヒ素に比べて毒性が強く、各種毒性データの科学的根拠となっている無機ヒ素について、ペットフード中での検査方法が開発されたことや分析機器が普及したことを背景として可能となったものである。今後も科学的な知見の収集や国内外の情勢についてアンテナを高く張り、ペットフードの安全確保に努めてまいりたい。

4 魚病対策

魚病対策の迅速化を進めるため、令和元年より養殖魚の魚病関係者からなる魚病対策促進協議会を開催し、水産用医薬品の対象魚種等の拡大や、ワクチン接種等感染症対策のあり方について検討を進めている(会議資料等は当省ホームページに掲載)。また、養殖業成長産業化のための環境整備の一環として、都道府県水産試験場の魚類防疫員等と連携して魚病診療に対応する獣医師を募っている。今後養殖場における魚病診療に協力いただける獣医師の方は、ぜひ応募を検討いただけると幸いである。

引き続き、水産用医薬品の適正使用の推進など水産物

の安全確保の強化に取り組んでまいりたい。



農林水産省 HP「リスト獣医師の公募について」

5 適切な獣医療の提供

農林水産省では、産業動物を対象に診療を行う獣医師及び都道府県に所属し、主に家畜衛生行政に従事する獣医師（以下「産業動物獣医師」という。）の確保及び質の向上を図るため「獣医療提供体制整備推進総合対策事業」を実施している。この事業では、地域の産業動物獣医師への就業を志す獣医学生等に対する修学資金の給付、獣医学生に対する臨床実習、獣医師に対する研修、女性獣医師等に対する職場復帰・再就職を支援するための技術研修等の取組を支援している。産業動物獣医師の確保に向け、引き続き、積極的な活用をお願いしたい。産業動物獣医師は畜産業界にとって欠くことのできないインフラであり、社会的要請の高まりや活動領域が拡大する中で、その確保は喫緊の課題であり、引き続き必要な対策を進めてまいりたい。

また、国際放射線防護委員会の2011年勧告（組織反応に関する声明）に基づく、放射線診療従事者等の眼の水晶体の線量限度の新たな基準が本年4月から施行された。放射線診療従事者等が新たな基準を超過することのないよう、引き続き、適切に放射線の防護をしていただき、診療用放射線の安全な利用をお願いしたい。

小動物獣医療分野においては、愛玩動物を対象とした動物看護師を国家資格とするとともに、業務内容、免許制度を規定した愛玩動物看護師法が令和元年6月に公布され、令和4年5月から施行となる。農林水産省では、

法律を共管する環境省と連携して、有識者による「愛玩動物看護師カリキュラム等検討会」を設置し、愛玩動物看護師の養成に必要な科目や国家試験の実施方法等、法の施行に必要な事項について検討を行い、その報告書を本年3月に公表した。獣医師と愛玩動物看護師等の適切な役割分担と連携を通じたいわゆるチーム獣医療提供体制の充実が図られるよう、準備を進めるとともに制度の周知に一層取り組んでまいりたい。



農林水産省 HP「愛玩動物看護師」

6 獣医師の行政処分

近年、罰金以上の刑に処せられたことにより、行政処分を受ける獣医師が増加傾向にある。獣医師が業務を行うに当たって遵守すべき法律に係る違反行為のみならず、業務に直接関係しない内容によって罰金以上の刑に処せられる事例も見受けられる。

獣医師の皆さまには、この機会に、一人ひとりがその責務を再確認していただくとともに職業倫理の向上に努め、獣医師に対する社会的要請が高まる中で、今後も国民や社会の信頼を確保するため、法令遵守の徹底をお願いしたい。

以上、畜水産安全管理課の業務の一部を説明させていただいた。

畜水産物を含む食品の安全確保は国民の最大の関心事であり、その実現に向けた施策を着実に進めるため引き続き、獣医師の皆さまのご理解とご協力をお願いしたい。